

公益社団法人日本食品科学工学会 英文誌編集委員会規程

公益社団法人日本食品科学工学会細則第 11 条、第 14 条及び第 20 条の規定に基づき、英文誌編集委員会規程を次のとおり定める。

(委員会の構成)

第 1 条 本委員会は、会長から委嘱された食品科学担当または食品工学担当の合計 60 名以内の委員をもって構成する。

第 2 条 本委員会の委員長は、理事会の議を経て、総会において決定する。

第 3 条 委員長は、任期を終える委員会において次期委員長候補者を推薦する。

第 4 条 委員の互選により、委員長と担当分野の異なる副委員長 1 名を選任する。

(委員会の所掌事項)

第 5 条 本委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) Food Science and Technology Research の編集に関する事項
- (2) Food Science and Technology Research の投稿論文記載要領の改廃に関する事項
- (3) その他、理事会から付託された事項

(委員長及び副委員長の任務)

第 6 条 委員長は、本委員会を招集し、主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

第 7 条 委員長及び副委員長は、論文の内容に応じて担当委員を決め、論文の審査を依頼する。

(委員の任務)

第 8 条 委員は、委員長または副委員長から依頼された論文の審査を行い、掲載可否の判定を行い、委員長または副委員長に報告する。

第 9 条 論文審査に当たっては、原則として複数の審査員の意見を聴取する。

(委員の任期)

第 10 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の任期は、4 月 1 日に始まり、翌々年 3 月 31 日に終わる。

3 補欠または増員による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 11 条 本委員会は、原則として年 2 回開催する。

第 12 条 本委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、多数決によって議決する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員会の決議に代えることができる。この場合、委員の 2 分の 1 以上の同意をもって議決する。

(幹事)

第 13 条 委員長は、委員の中から幹事若干名を指名する。

2 幹事は、委員長の指示に基づき、本会事務局と連携して、編集作業を行う。

(附 則)

第 14 条 この規程に定められていない本委員会の運営に係わる事項は、これを内規に定める。

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第 16 条 この規程は、平成 28 年 1 月 27 日から施行する。